

【高石市報道】

令和7年6月20日

## 市長の所得等報告書等の公開について

高石市においては、「政治倫理の確立のための高石市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、別紙のとおり市長の所得等報告書等を6月30日（月）から市役所（総務課）において閲覧に供します。閲覧は執務時間中のみとなります。

なお、所得等報告書等の内容については6月30日（月）を解禁日とさせていただきます。

問合先 秘書課 ☎072-275-6078（報告書の内容について）

総務課 ☎072-275-6197（文書の公開について）